

メディカル トリートメントビザ (MT/ノンイミグランド-O)  
(新型コロナウイルス感染症の治療を除く)

**新型コロナウイルスによる入国制限の措置が実施されている期間の申請時に必要な書類**

タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する権限を有します。また、申請者が全ての書類を揃えていても、領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。

※ 申請に必要な書類はビザ申請日から1ヶ月以内に発行されたものとなります。

ステップ1:

申請者はタイ保健省 (Ministry of Public Health (MOPH)) の許可を受けたタイの病院に連絡し、公衆衛生サービス局 (Department of Health Service Support (HSS)) にて外国人患者の受け入れおよび外国人患者の隔離の手続きをしてください。その際に (1.1) Confirmation Letter (1.2) Affidavit of Support (1.3) Summary Form of Vehicles for Patients および旅券などの必要書類を提出してください。

ステップ2:

許可が下りた場合は、HSS は許可が下りた患者、同行家族名のリストをタイ外務省に送付し、タイ外務省から大使館にCOEの申請許可を連絡します。

ステップ3:

申請者は下記の必要書類を用意してビザを申請してください。

1. 旅券：残存有効期間が6ヶ月以上あり、査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
2. 旅券：データ面（顔写真のある面）コピー
3. 3.5 x 4.5 cmのカラー写真付き申請書1枚：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの。写真は6か月以内に撮影されたもの ([http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli\\_pdf/application\\_for.pdf](http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/application_for.pdf))
4. 経歴書：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの (<http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/about-visa-personalhistory.pdf>)
5. ステップ1のDepartment of Health Service Support (HSS)より承認された書類のコピー
6. タイの医療機関／医者／医療提供者発行の診断書/医療証明書/治療証明書 原本  
(申請者名・入国日・タイの医療機関で治療を行う理由・治療に要する期間を記載すること)
7. 身元保証書 原本 および 身元保証人の旅券のデータ面（顔写真のある面）コピー もしくは直筆署名入りの運転免許証の裏表コピー ([http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli\\_pdf/guarantee\\_letter.pdf](http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/guarantee_letter.pdf))
8. 預金残高証明 タイに滞在中の出費に見合う残高を表示するもの
9. 往復航空券 (E チケット) または航空会社発行の予約確認書コピー (申請者名、便名、タイ入国日が記載したもの)

日本国籍以外の申請者が必要な追加書類：

1. 在留カードのコピー：3ヶ月以上の残存有効期間があるもの  
更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーを提出する必要があります。

2. ビザ申請用紙（および写真）が3枚以上必要な国籍

アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、インド、エジプト、ガーナ、カメルーン、北朝鮮、ギニア、赤道ギニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンペ、シエラレオネ、シリア、スーダン、スリランカ、ソマリア、中国、中央アフリカ共和国、ネパール、パキスタン、パレスチナ、バングラデシュ、リビア、リベリア、レバノン

3. ビザ申請用紙（および写真）が4枚以上必要な国籍

ナイジェリア、イラン

注意事項：

書類上に記載された入国日に必ず入国すること